

会員各位

【業者票】 令和7年4月1日～様式変更に伴う対応について

◆上貼りシールの配布： 令和7年『リアルパートナー3月号等配布物』に同封

(① 項目欄用・②記入欄用)は、既存の業者票に貼り付け、記入欄には必要事項を明記したうえで、事務所に掲示してください。(各シールの貼付箇所は下図をご参照願います)

<①項目欄用>

商号又は名称
代表者氏名
この事務所の代表者氏名
この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数

<②記入欄用>

(宅地建物取引業に従事する者の数 人)

<貼付箇所(イメージ)>

宅地建物取引業者票			
免許証番号	知事()第 号		
免許有効期間	年 月 日から	年 月 日まで	
①	②		
主たる事務所の所在地	電話番号		

◆様式は【[当協会ホームページ](#)>[会員用書式ダウンロード](#)】よりダウンロードできます。

宅地建物取引業法施行規則の改正(令和7年12月1日施行)により、宅建業者票(様式第9号)の法定サイズは縦25cm以上×横35cm以上で、A3サイズ(29.7cm×42.0cm)での掲示が可能となりました。

◆業者票(プラスチック製)の販売について

※本部窓口で販売しております。

1枚 4,000 円(お支払いは現金のみとなります)

個別情報の印字はありません。

郵送でのご購入をご希望の方は、協会ホームページの会員ページ内に掲載の【[不動産事業協同組合>物品販売のご案内](#)】をご確認のうえ、お申し込みください。発送は、ゆうパック(着払い)となります。

宅地建物取引業者票			
免許証番号	群馬県知事()第 号		
免許有効期間	年 月 日から	年 月 日まで	
商号又は名称			
代表者氏名			
この事務所の代表者氏名			
この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数	(宅地建物取引業に従事する者の数 人)		
主たる事務所の所在地	電話番号 ()		

▲宅地建物取引業者票 新様式(イメージ)

(一社)群馬県宅地建物取引業協会 群馬県前橋市天川大島町 1-4-37

Tel 027-243-3388 Fax 027-243-3383